

# 金沢弁護士会ニュース

2024年3月6日版 金沢弁護士会作成

この度の能登地方を震源とする地震により、被害に遭われた方々に対し、心からお見舞い申し上げます。この度の災害によるご心配ごと（住宅・借金・保険・相続・契約・公的支援等）がありましたら、どのようなことでもご相談下さい。

令和6年3月6日時点で、野々市市、川北町を除く、市町村に災害救助法が適用されています。また、石川県全域に、被災者生活再建支援法が適用されています。

## 0 電話無料相談

<input type="checkbox"/> <b>お困りごとについて、電話で相談をお受けします。</b>
<input type="checkbox"/> 電話受付 080-8995-9483
<input type="checkbox"/> 受付時間 平日 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)
<input type="checkbox"/> 金沢弁護士会で電話受付後、担当の弁護士から折り返しのお電話をして、ご相談をお受けします。
<input type="checkbox"/> <b>日本弁護士連合会が、フリーダイヤルでご相談をお受けします。</b>
<input type="checkbox"/> 電話受付 0120-254-994
<input type="checkbox"/> 受付時間 10:00~16:00 (土日を含む)
<input type="checkbox"/> お電話をいただいて、そのままご相談いただけます。

## 1 支援制度関係

<input type="checkbox"/> <b>罹（り）災（罹災届出）証明書</b> （問い合わせ先：市町村）
<input type="checkbox"/> 市町村が、被災者等の申し出により、住家の被害状況を調査し、確認した事実に基づき発行する証明書です。各種支援の基準となります。
<input type="checkbox"/> 各種支援の基準となるものです。市町村ごとに発行体制が異なります。
<input type="checkbox"/> 住家以外の建物（納屋・空き家・店舗など）や自動車等の動産について、罹災届出証明書が交付される場合があるため、市町村への確認が必要です。
<input type="checkbox"/> <b>片付け前</b> に被災状況を写真に撮っておくことが重要です。片付け後は、認定が低くなる傾向があります。ただし、安全には十分に注意し、無理はしないで下さい。保険金の請求にも必要な場合があります。
<input type="checkbox"/> <b>写真・動画の撮り方</b> ：① 被害の様子が見えるように。 ② 家の外をなるべく4方向から。 ③ 家の中は室内の被害状況もわかる写真を。
<input type="checkbox"/> 罹災証明書の認定に不服がある場合、申し出により、二次調査や再調査が行われることもあります。
<input type="checkbox"/> <b>災害弔慰金</b> （問い合わせ先：市町村） ※災害により重い障害を受けた場合の災害障害見舞金制度もあります。
<input type="checkbox"/> 災害により、生計を維持していた方が亡くなった場合：最大500万円 その他の方が亡くなった場合：最大250万円 を、ご遺族に支給する制度です。
<input type="checkbox"/> 支給順位：配偶者→子→父母→孫→祖父母→同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹
<input type="checkbox"/> 避難生活中に亡くなった場合も対象になることがあります（災害関連死）。
<input type="checkbox"/> <b>当面の生活費に困る場合</b> （問い合わせ先：市町村・社会福祉協議会）
<input type="checkbox"/> 生活福祉資金の貸付（緊急小口貸付）：原則10万円の貸し付けを受けることができます。
<input type="checkbox"/> 市町村の貸付（災害援護資金）：全壊、半壊、負傷などの被害に応じた最大350万円の貸し付けです。
<input type="checkbox"/> <b>住宅の修理</b> （一部の修理により居住可能な場合）（問い合わせ先：市町村）
<input type="checkbox"/> <b>災害救助法が適用された市町村</b> では、応急修理制度を利用し、修理ができます。
<input type="checkbox"/> 修理完了後は仮設住宅に入居できない、公費解体が使えなくなる等、 <b>他の支援制度を利用できなくなる場合があります</b> 。
<input type="checkbox"/> <b>契約前</b> に、必ず市町村窓口を確認し、制度の利用について相談して下さい。ただし、契約後でも、弾力的な運用あり得るため、応急修理の適用を受けられないか、市町村に確認して下さい。
<input type="checkbox"/> <b>応急修理と被災者生活再建支援金を重ねて受給できるかも</b> 、市町村に確認してください。
<input type="checkbox"/> <b>公費解体</b> （問い合わせ先：市町村）
<input type="checkbox"/> 「半壊」以上の被害認定を受けた住宅（空き家を含む）・納屋・中小企業の事業所等について、住宅や事業所等の解体を所有者にかわって市町村が行います。
<input type="checkbox"/> 家財等の撤去・処分は対象外となります。
<input type="checkbox"/> 修繕、リフォームは対象外となります。
<input type="checkbox"/> <b>住宅ローン・事業性ローン等（被災ローン減免制度）</b>
<input type="checkbox"/> <b>自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン利用</b> による住宅ローン等の減免（相談先：金沢弁護士会）
<input type="checkbox"/> 利用できた場合のメリット → 安易に地震保険金等で <b>ローンの一括・繰上返済などをしないように注意してください</b> 。
<input type="checkbox"/> ① 弁護士（登録支援専門家）による手続支援を無料で受けられます。
<input type="checkbox"/> ② 財産（支援金、災害弔慰金等も含む）の一部を手元に残して、ローンの支払免除・減額等を受けることができます。
<input type="checkbox"/> ③ 債務整理をしたことは個人信用情報として登録されないため、新たにローンを組むときに不利益がありません。
<input type="checkbox"/> ④ 原則、連帯保証人も支払いをしなくてもよくなります。
<input type="checkbox"/> 有償で被災ローン減免制度の利用を説明する等の業者がいますが、同制度は「無償」です。弁護士会にご相談ください。
<input type="checkbox"/> <b>被災者生活再建支援制度</b> （申請先：市町村）
<input type="checkbox"/> 一定規模以上の住宅滅失等の被害がある場合、以下の支援金が支給されることがあります。被災当時、世帯人数が1人の場合、各該当欄の金額が4分の3となります。
<input type="checkbox"/> 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（ <b>基礎支援金</b> ）
<input type="checkbox"/> ① 全壊、解体（半壊以上の住宅や敷地被害が原因の場合）、長期避難：100万円 ② 大規模半壊：50万円

- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（**加算支援金**）：上限200万円
  - ① 建設・購入：200万円 ② 補修：100万円 ③ 賃借：50万円（公営住宅を借りた場合は含みません）
  - 賃借物件に居住後、建設・購入した場合、賃借の50万円と建設・購入の150万円が支給されます。
  - ※ 中規模半壊世帯は、加算支援金のみが、それぞれ上記の半額支給されます。

## 2 支払関係

### □ 税金・年金・健康保険料等

- 支払困難な場合、納期限の延長、減免措置等の可能性があります。
  - 座振替についても、自動停止しない可能性があるため、担当部署に相談をしてください。
- 国税（所得税・消費税・法人税等）：税務署
- 県税（個人事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税等）：お住まいの地域を担当する広域本部
- 市町村税（住民税・固定資産税等）・健康保険料：各市町村
- 年金：年金事務所

### □ 公共料金（電気・ガス・下水道・固定電話・携帯電話等）

- 支払期限の延長や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先にお問い合わせください。

## 3 保険関係

### □ 損害保険の内容確認・相談

- 問い合わせ先：そんぽADRセンター 0570-022808（平日 9時15分～17時）  
06-7634-2321（IP電話からの場合）

### □ 保険の加入先が不明な場合（**災害救助法が適用された市町村にお住まいの方**）

- 生命保険：生命保険協会「生命保険契約照会制度」 0120-001731（平日 9時～17時）
- 損害保険：損害保険協会「自然災害等損保契約紹介センター」 0120-501331（平日 9時15分～17時）

### □ 生命保険協会の特別措置（災害救助法が適用された市町村につき、以下の特別措置が行われています。）

- 申し出により、生命保険料の払込猶予期間が、最長6ヵ月まで延長されます。
- 申し出により、生命保険金・給付金、契約者貸付金等が必要書類の一部省略等により、簡易迅速な支払いが受けられます。詳細は、契約されている生命保険会社にお問い合わせください。

### □ 損害保険協会の特別措置（災害救助法が適用された市町村につき、以下の特別措置が行われています。）

- 申し出により、継続契約の締結手月が令和6年4月1日まで猶予されます。
- 申し出により、保険料の払い込みが、令和6年7月末日まで猶予されます。

## 4 紛失関係

### □ 実印・印鑑登録カードの紛失（問い合わせ先：市町村）

- 実印の紛失：登録可能な別の印鑑を準備し、登録印の変更手続きをとって下さい。
- 印鑑登録カードの紛失：印鑑登録証の廃止手続きをとり、新規に実印を登録してください。

### □ 運転免許証の紛失

- 再発行：各運転免許センター・住所地を管轄する警察署等で手続きをお取り下さい。
- **住民票の取得**：市町村で本人確認ができれば、運転免許証等の身分証明書がなくても交付を受けることができます。

### □ 免許証・車検の有効期限

- **災害救助法が適用された市町村にお住まいの方**で、免許証の有効期間が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの方は、有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。
- 対象地域内の自動車で、車検証の有効期間が令和6年1月1日から3月31日までの自動車について、有効期間が令和6年4月1日まで延長されます。

※対象地域：七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、津幡町、内灘町、中能登町、穴水町、能登町

### □ 自動車の登録抹消（問い合わせ先：お住まいの地域の各運輸支局等 ※軽自動車は軽自動車検査協会に）

### □ 健康保険証の紛失（取りに戻れなくなった場合）

- 氏名、生年月日、連絡先、加入医療保険者が分かる情報を伝えることで、保険を適用して受診できます。

### □ 通帳・証書・カード等の紛失

- 本人確認ができれば、ほとんどの銀行で引き出し可能。通帳・証書・カードも、多くの銀行で再発行してくれます。
- 身分証明が持参できない場合、併せて銀行に相談してください。

### □ クレジットカードの紛失

- カード会社に、紛失の連絡をし、カードの再発行を依頼してください。

### □ 権利証の紛失

- 不動産の権利は失われません。再発行はできませんが、権利証がなくても、売買や相続などは可能です。
- 権利証だけでは売買等はできません（印鑑証明なども必要）。悪用の可能性も高くありません。
- **実印・印鑑証明も一緒になくした場合**、法務局にご相談ください。不正な登記を防止する手続きがあります。**実印の変更手続きも必要**となります。

本ニュースは、発行日（令和6年3月6日）時点の状況及び制度を元に作成しております。その後の法改正等により制度が変わる可能性があります。本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布していただいてもかまいません。